

収入・無収入申告書（新型コロナウイルス感染症用）【令和3年度相当分用】

申請年月日を記入

令和 3 年 6 月 15 日

板橋区長 様

申請者 住所 板橋区 板橋2-66-1

氏名 板橋 太郎

申請者の住所、氏名を記入。(同世帯の方のみ)

主に生計を維持している方1名(原則世帯主ですが、実態が異なる場合はその方)の氏名・職業を記入。

減少が見込まれる収入が複数ある場合は、<表1>の(1)あ~う)と<表2>の(3)あ~う)は同じ種類の収入をそれぞれ対応させて記入してください。

給与の方は収入額のみ記入でも可。事業・不動産・山林の方は収入及び必要経費を差し引いた後の所得金額両方を必ず記入してください。

◎2020(令和2)年中の収入状況(主たる生計維持者及びその世帯に属する全ての被保険者) <表1>

氏名	職業	収入の種類 ※1	収入金額	所得金額※2 (必要経費控除後)
a 主たる生計維持者 (1名のみ記入)	板橋 太郎 会社員	(1) コロナウイルスの影響により減少が見込まれる事業等の2020年の収入金額等(年間)	あ) 給与 (ア) 1,800,000	(エ)
			い) 事業 (イ) 3,000,000	(オ) 2,000,000
			う) (ウ)	
		小計	(キ) 記入不要	(ク) 記入不要
		(2) 減少が見込まれない事業等の2020年の収入金額等(年間) ※ある場合のみ	不動産 1,500,000	960,000
	年金 800,000			
	小計	記入不要	記入不要	
維持者の合計額 (1) + (2)			記入不要	記入不要
(いる場合のみ) a 以外の国保加入者	板橋 花子 パート	2020年の収入金額等(年間)	給与 1,030,000	
	板橋 次郎 無職		0	
A以外の国保加入者の合計額			記入不要	(サ) 記入不要
計		(コ) + (サ)		(シ) 記入不要

(1)には3/10以上の減少が見込まれる種類の収入(事業・給与・不動産・山林)のみを記入してください。(2)には3/10以上の減少が見込まれない種類の収入について記入してください。(事業・給与・不動産・山林以外の種類の収入もすべて含みます。)

主たる生計維持者以外の氏名・職業をご記入ください(国保加入者のみ)。

◎2021(令和3)年中の収入見込額(主たる生計維持者) <表2>

収入減となった理由・経緯	コロナウイルスの影響による事業の廃止・失業・収入の減少		
	収入の種類	収入金額 (b)	補填される金額 (c) (0円の場合は0と記入)
(3) コロナウイルスの影響により、減少が見込まれる事業等の2021年の収入見込額(年間) 【主たる生計維持者のみ】	あ) 給与	1,000,000	0
	い) 事業	1,370,000	0
	う) (ウ)		
合計額		(タ) 記入不要	(チ) 記入不要
(4) 減少が見込まれない事業等の2021年の収入見込額(年間) ※ある場合のみ	不動産	1,500,000	↑補填される金額とは、保険金・損害賠償等のことです。国や都道府県から支給される各種給付金
	年金	800,000	

←○をつけて下さい。

(3)は、記入前に裏面の収入計算書をご記入ください。

2021年中の情報を記入。

(3)には3/10以上の減少が見込まれる種類の収入(事業・給与・不動産・山林)のみを記入してください。(4)には3/10以上の減少が見込まれない種類の収入について記入してください。(事業・給与・不動産・山林以外の種類の収入もすべて含みます。)

<表1・表2共通> 確定申告の際、国や都道府県から支給された各種給付金(持続化給付金等課税対象のもの)を収入金額に含めている場合には、本申請における「収入金額」からは除いて記入してください。また、添付資料として確定申告書のコピーを提出する場合には、給付金の金額が分かる資料(振込通知等)のコピーも添付してください。

主たる生計維持者の減少が見込まれる事業等の2021(令和3)年中の収入計算書
(表面<表2>(3)の(b)収入金額を記入する際にご使用ください。)

2021年 (令和3)	コロナウイルスの影響により減少が見込まれる事業等の2021(令和3)年中の収入見込額 ※「減少が見込まれる事業等」に該当する収入の種類とは、給与・事業・不動産・山林いずれかの収入です。 ※減少とは、2020年と比べて2021年中の各年間収入が3/10以上少なくなることをいいます。		
	収入の種類 (給与)	収入の種類 (事業)	収入の種類 ()
	収入金額	収入金額	収入金額
1月	150,000	140,000	
2月	150,000	140,000	
3月	140,000	100,000	
4月	0	50,000	
5月	0	0	
6月	80,000	100,000	
7月	80,000	140,000	
8月	80,000	140,000	
9月	80,000	140,000	
10月	80,000	140,000	
11月	80,000	140,000	
12月	80,000	140,000	
合計	1,000,000	1,370,000	

収入の種類が1つのみの方は一番左の列のみご記入ください。

※確定している月は実績を、未確定の月は見込みの金額を記入してください(賞与等も含む)。

東京都板橋区国民健康保険条例

第29条 区長は、偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金その他この条例の規定による徴収金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

<非自発的失業者の保険料の軽減制度(会社都合等のやむを得ない理由により離職された方の保険料の軽減)について>

※主たる生計維持者が「64歳以下の被保険者」で雇用保険受給資格者証がある場合
⇒下記対象に該当する場合は、非自発的失業者の保険料軽減(以下、非自発軽減)制度が優先適用となるため、非自発軽減申請をおこなってください。

- ◆対象 象： 離職日現在64歳以下で、雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由が11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する方(解雇、倒産、雇い止めなどの理由で離職)
- ◆軽減内容： 対象者における保険料算出根拠となる年の給与所得を30/100とみなして算出します。
- ◆軽減期間： 離職日の翌日の属する月から翌年度末まで
- ◆届出 出： 雇用保険受給資格者証(原本)・国民健康保険証・マイナンバー(個人番号)がわかるもの(マイナンバーカード・通知カードなど)・委任状(別世帯の方がお届けの場合)を持参のうえ、届出が必要です。【郵送による申請をご希望の場合は、板橋区HPをご覧ください。】

※新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料の減免(以下、コロナウイルス減免)申請後に、非自発軽減制度に該当することが判明し、非自発軽減申請をする場合は、コロナウイルス減免申請を取り消すこととなりますので、ご注意ください。